

岐阜市立恵光学園のあり方について

令和 7 年 3 月

岐阜市福祉部

目次

第1章 はじめに

- 1 恵光学園のあり方を考える背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 懇談会における検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 児童福祉法改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 障害児通所支援の現状

- 1 全国の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 岐阜市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 3 岐阜市における各施設等の状況（特別支援学級等、エールぎふ）・・・・・・・・12

第3章 恵光学園の現状

- 1 恵光学園の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 2 恵光学園の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 3 恵光学園の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第4章 恵光学園の課題

- 課題1 発達に心配がある子どもを抱える保護者への支援（保護者との関わり）・31
- 課題2 地域において恵光学園が担うべき役割（地域との関わり）・・・・・・・・33
- 課題3 発達に心配がある子どもに対する関係機関との連携（関係機関との関わり）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
- 課題4 恵光学園の施設について（施設・設備、人員・運営体制）・・・・・・・・38

第5章 恵光学園の3つの方針

- 方針1 地域のインクルージョン推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・43
- 方針2 障害児通所支援事業所としての恵光学園の役割・・・・・・・・・・51
- 方針3 児童発達支援センターとしての機能を展開するための施設の整備・・・・54

第6章 まとめ

第1章 はじめに

1 恵光学園のあり方を考える背景

岐阜市立恵光学園は、昭和34年の開設以来、地域の障がい児やその家族への支援に取り組む、主に未就学の障がい児の発達支援を行ってきました。平成24年からは、「児童発達支援センター」として、発達に心配がある子どもや、その家族の支援等を行っています。

その後、令和4年に児童福祉法が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化のため、児童発達支援センターについても、地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。あわせて、障がいの種別にかかわらず、身近な地域で、必要な発達支援を受けられるよう、児童発達支援の類型（福祉型・医療型）を一元化することとされました。

そして、本市の第3期「岐阜市障害児福祉計画」においても、令和8年度までに、恵光学園などの児童発達支援センターとしての今後のあり方を検討し、地域における共生社会を推進する体制の構築を図ることとしています。

このように、恵光学園は、これまで培ってきた療育支援の専門性を生かして、地域に住む、発達に心配がある子どもやその家族への相談支援、保育施設への助言など、地域のインクルージョン推進（多様なすべての子どもたちが地域社会で共に育ち、学び合い、安心して暮らせるようにする取り組み）の中核的な施設となることが求められています。

そこで、恵光学園が、地域の児童発達支援センターとして、今後どのような支援体制を構築していくかなど、基本的な方向性を整理することとしました。

令和7年3月

2 懇談会における検討

(1) 設置目的

恵光学園のあり方の検討を進めるうえで、有識者や関係機関の職員、恵光学園の元保護者の方など、様々な立場から多様なご意見をいただくことで、多様な視点から議論を重ね、より質の高い発達支援を提供する方策について検討することとします。

(2) 委員構成（敬称略）

所属団体等	氏 名
岐阜大学教育学部名誉教授	池谷 尚剛
椋山女学園大学教育学部特命教授	中島 正夫
西濃圏域発達障がい支援センター	中野 たみ子
恵光学園元保護者	
同	
岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター 児童発達支援室長	富田 智子
岐阜地域児童発達支援センター ポッポの家 園長	岩田 和彦

(3) 懇談会における議題

- ① 第1回（R6.7.31） 現状分析と課題の抽出
- ② 視察（R6.8.8及び8.23） 懇談会委員による恵光学園の視察
- ③ 第2回（R6.10.4） 課題への対応（岐阜市の方針案）に対する意見交換
- ④ 第3回（R6.11.15） 同上・まとめ

3 児童福祉法の改正について

障害児通所支援は、平成24年の改正児童福祉法の施行により、子どもや家族にとって身近な地域で支援を受けられるよう、障がい種別に応じて設けられていた給付体系が再編・一元化され、児童発達支援や放課後等デイサービスが創設されました。

その後10年を経過し、障害児通所支援事業所の施設数や利用者数が増加する一方、適切な運営や支援の質の確保が課題とされました。

また、共生社会の実現に向け、障がいがある子どもの地域でのインクルージョンの取り組みは、十分に推進されてきたとは言えない状況にあります。

このような状況を踏まえ、令和6年に施行された改正児童福祉法では、次の2点の改正が行われました。

① 児童発達支援センターが、地域における障がい児支援の中核的役割を担う機関であることが明確化されました。

⇒ これにより、多様な障がいがある子どもや、家庭環境に困難を抱えた子ども等に対し、適切な支援の提供につなげるとともに、**地域全体の障がい児支援の質の底上げ**が求められています。

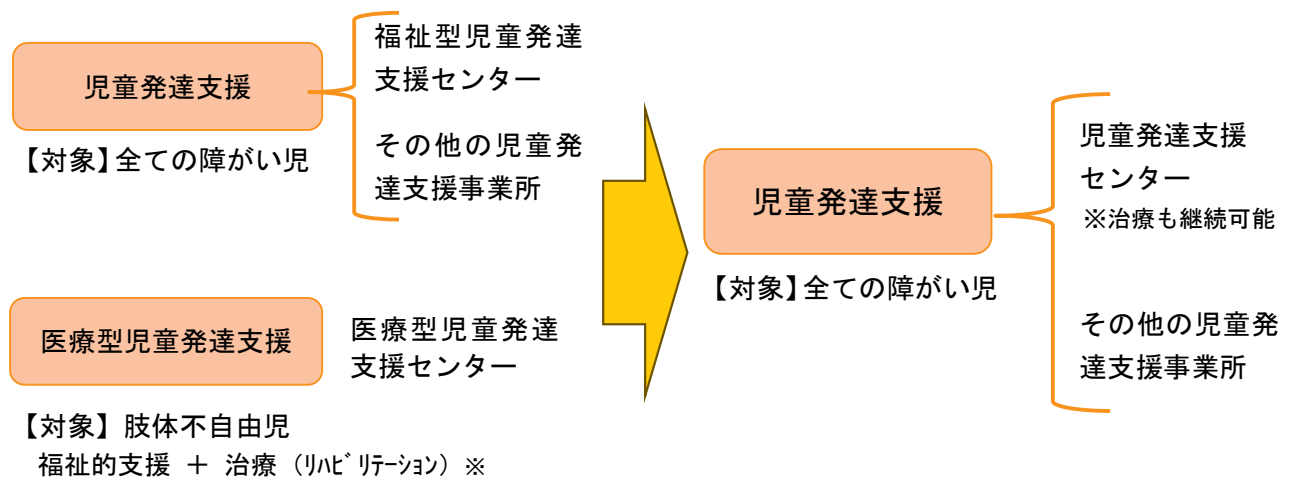
<「中核的役割」を実現するための具体的機能のイメージ>

- 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- 地域の障害児通所支援事業所に対する助言・援助機能
(情報共有、研修会の開催など)
- 地域のインクルージョン推進の中核としての機能（保育所等訪問支援の実施など）
- 地域の障がい児の発達支援の入口としての機能（障害児相談支援の実施など）

② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）が一元化されました。

⇒ 全ての障がい児に福祉的な支援を行う「福祉型」と、肢体不自由児を対象に、福祉的な支援にリハビリテーションを加えた支援を行う「医療型」に分かれていた児童発達支援の類型が一元化されることになりました。

これにより、障がいの種別にかかわらず、全ての障がい児が、身近な地域で支援を受けられる体制整備の推進が求められています。



第2章 障害児通所支援の現状

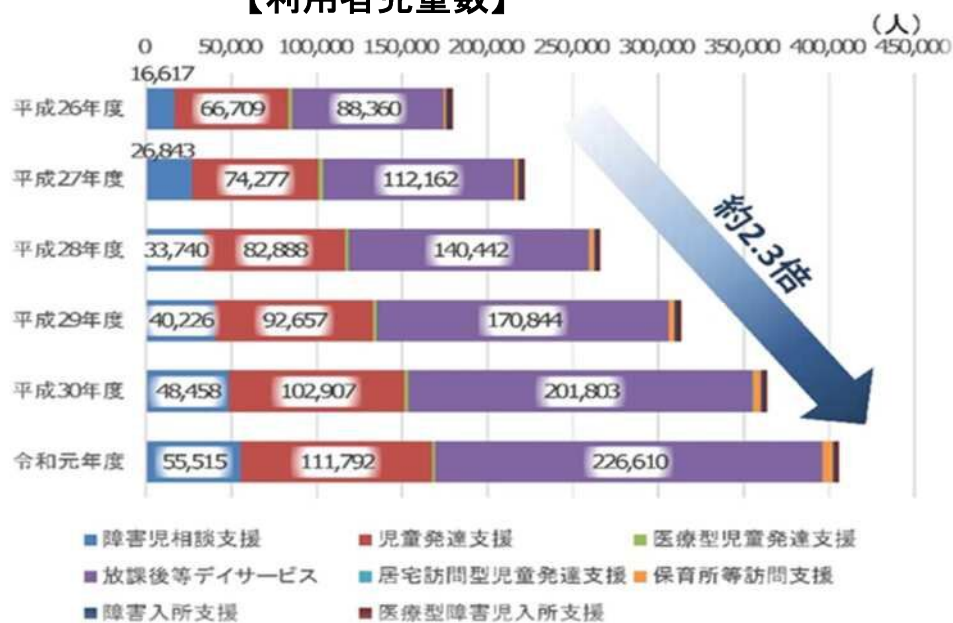
1 全国の状況

(1) 障害児サービス利用者児童数

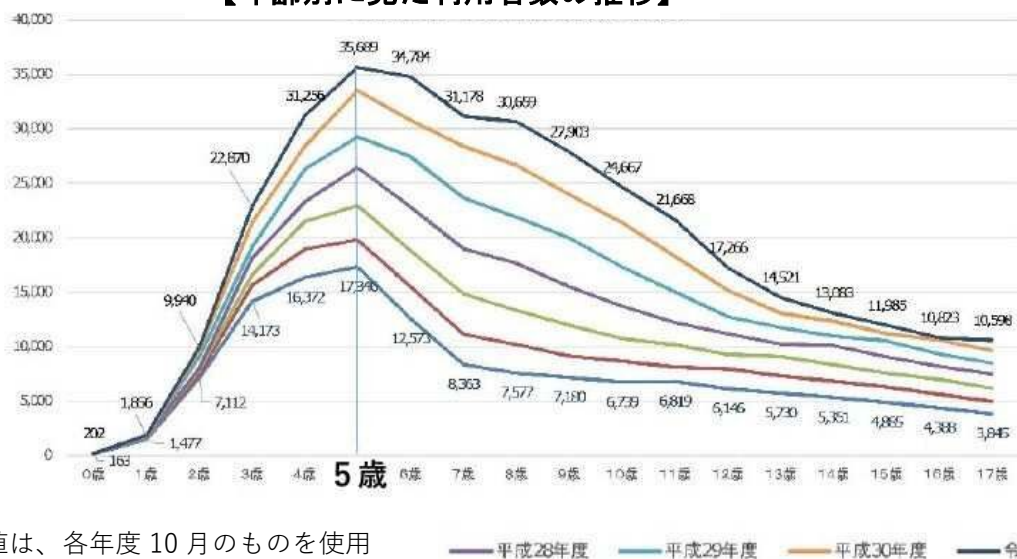
全国的に障害児サービスの利用者児童数は増加しており、特に障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスの割合が大きく、増加も顕著です。

年齢別では、毎年、どの年齢も増加しており、5歳児以降の利用が多い状況にあります。また、0歳児から5歳児までの利用が大きく増加し、それ以後は緩やかに減少していく傾向にあり、利用開始年齢は年々、徐々に低くなっています。

【利用者児童数】



【年齢別に見た利用者数の推移】



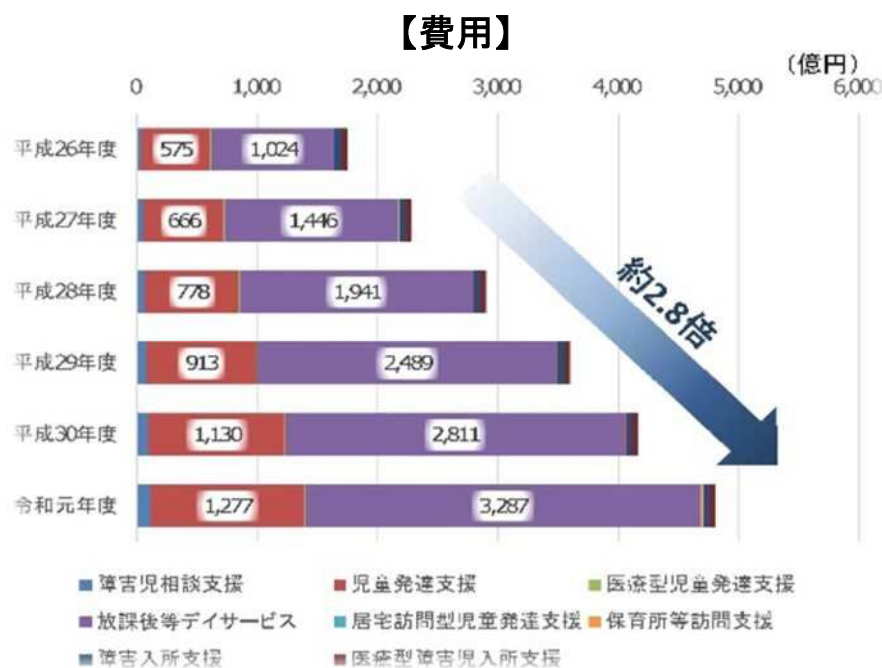
数値は、各年度 10 月のものを使用

この統計は「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書参考資料集」（厚生労働省 2021年）から引用の上、作成。

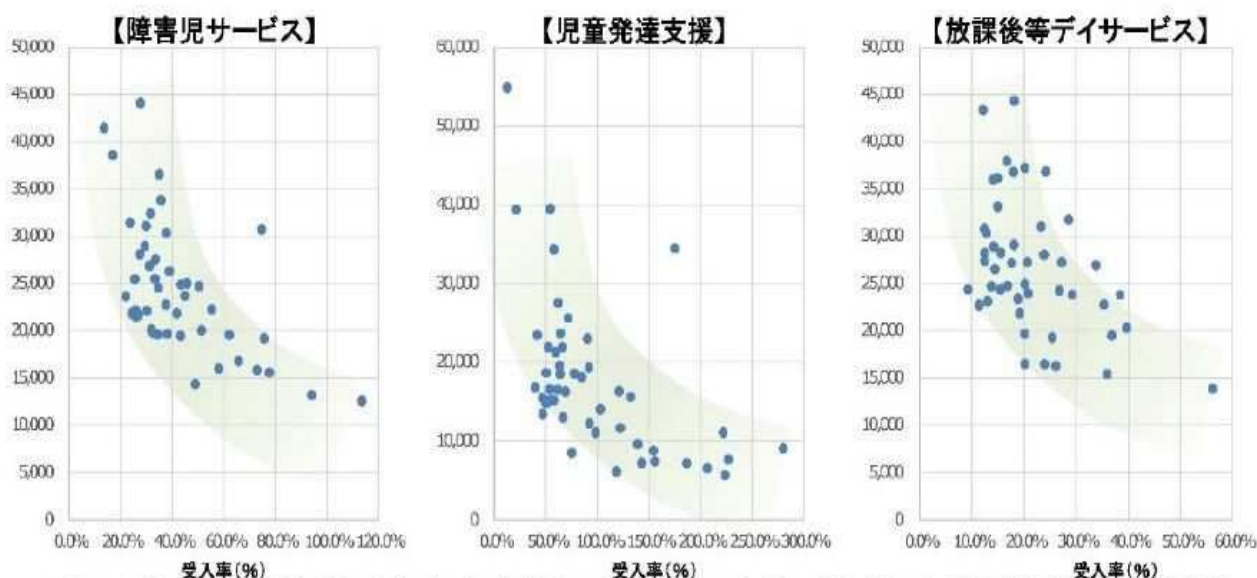
(2) 障害児サービスに係る費用

障害児サービスに係る費用も利用児童数の増加に伴い全国的に増加しています。特に児童発達支援、放課後等デイサービスの伸び率が高い状況です。

また、保育所・放課後等児童クラブでの障がい児の受入率が高い都道府県ほど、人口1人当たりのサービス費は安くなっていく傾向にあります。



【人口1人当たりのサービス費と障がい児の受入率との関係】



※ 人口1人当たりのサービス費は、令和元年度の費用を18歳未満人口で除して算出している。また、18歳未満人口は、総務省統計局「人口推計」の年齢階級別都道府県別人口を基に推計している。

※ 障害児受入数は、保育所については令和元年度の数値(各自治体における多様な保育及び障害児保育の実施状況より)、放課後等児童クラブについては令和元年5月1日現在の数値(放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況より)であり、また、障害児サービスの利用者数は、令和元年10月の利用者数である。

この統計は「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書参考資料集」(厚生労働省 2021年)から引用の上、作成。

(3) 通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒

文部科学省が行った調査結果によれば、通常学級で学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が、小学校で10.4%、中学校で5.6%です。

一方で、いまだ顕在化していない支援ニーズが存在すると考えられます。

【参考】通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和4年12月 文部科学省調査）

(表) 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%（8.4%～9.3%）
学習面で著しい困難を示す	6.5%（6.1%～6.9%）
行動面で著しい困難を示す	4.7%（4.4%～5.0%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%（2.1%～2.6%）

< 小学校 >

	推定値（95%信頼区間）
小学校	10.4%（9.8%～11.1%）
第1学年	12.0%（10.7%～13.5%）
第2学年	12.4%（11.2%～13.7%）
第3学年	11.0%（9.8%～12.2%）
第4学年	9.8%（8.8%～10.9%）
第5学年	8.6%（7.6%～9.8%）
第6学年	8.9%（7.8%～10.1%）

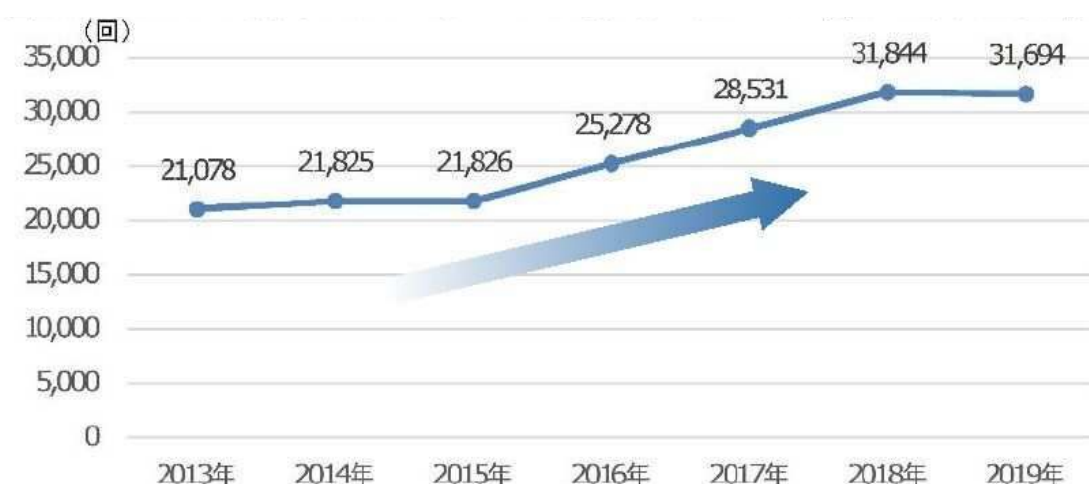
< 中学校 >

	推定値（95%信頼区間）
中学校	5.6%（5.0%～6.2%）
第1学年	6.2%（5.3%～7.2%）
第2学年	6.3%（5.4%～7.3%）
第3学年	4.2%（3.5%～5.1%）

(4) 診療と発達障がい

診療報酬について、14歳以下の臨床心理・神経心理検査の算定回数は増加傾向にあり、子どもの心理・発達に関する特性を把握したいとのニーズが年々高まっています。

【臨床心理・神経心理検査の推移（0～14歳に限る）】



【診療行為別の算定回数の推移（0～14歳に限る）】

(単位:回)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
臨床心理・神経心理検査小計	21,078	21,825	21,826	25,278	28,531	31,844	31,694
発達及び知能検査 操作が容易	6,205	5,931	5,680	6,125	6,418	6,628	6,079
発達及び知能検査 操作が複雑	6,555	7,049	6,635	7,440	7,793	8,530	7,971
発達及び知能検査 操作と処理が極めて複雑	2,971	3,773	4,107	5,198	6,181	6,791	7,315
人格検査 操作が容易	286	301	303	289	274	276	273
人格検査 操作が複雑	2,437	2,422	2,535	2,789	3,104	3,574	3,459
人格検査 操作と処理が極めて複雑	163	161	150	160	156	148	149
認知機能検査その他の心理検査 操作が容易	1,360	1,010	1,193	1,285	1,594	1,995	2,390
認知機能検査その他の心理検査 操作が複雑	311	312	438	348	305	287	281
認知機能検査その他の心理検査 操作と処理が極めて複雑	790	866	785	1,644	2,706	3,615	3,777

(出典)厚生労働省政策統括官「社会医療診療行為別統計」

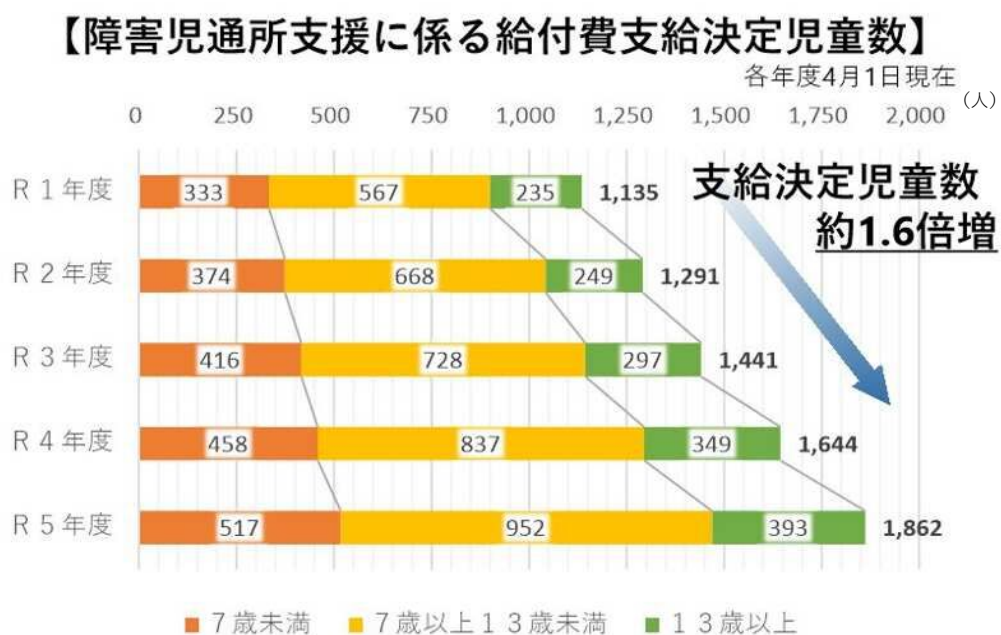
※ 数値は、各年6月審査分である。

この統計は「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書参考資料集」（厚生労働省 2021年）から引用の上、作成。

2 岐阜市の状況

(1) 市の人口動態と障害児通所支援に係る児童数

岐阜市では、18歳未満の人口は減少している一方、障害児通所支援に係る給付費の支給決定を受けた児童の数は、令和元年度と5年後の令和5年度を比較すると、約1.6倍に大きく増加しています。

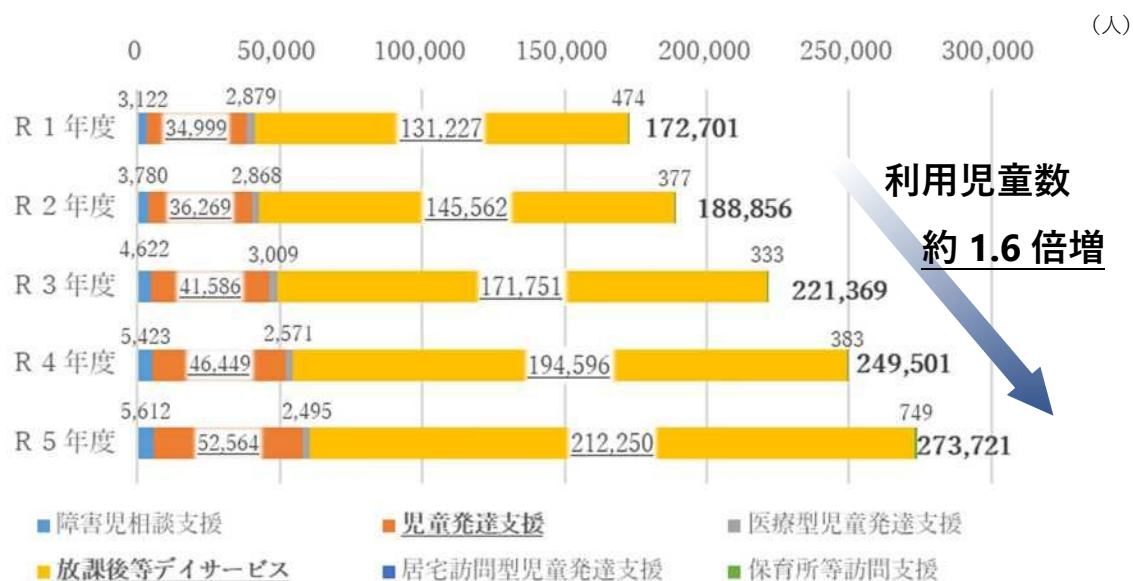


(2) 障害児通所支援の利用児童数・給付費（費用）

岐阜市において、障害児通所支援を利用する児童数は毎年増加しており、これに伴い給付費（費用）も増加しています。

利用児童数・給付費（費用）ともに、児童発達支援と放課後等デイサービスが占める割合が大きく、また、増加幅も顕著です。

【利用児童数（延べ人数）】



※ 居宅訪問型児童発達支援の数は少ないため、グラフには非掲載
(R 1・2 年度：0、R 3 年度：68、R 4 年度：79、R 5 年度：51)

【給付費（費用）】



※ 横軸は千円単位で掲載

※ 居宅訪問型児童発達支援の数は少ないため、グラフには非掲載

(R 1・2 年度：0、R 3 年度：1,250 千円、R 4 年度：1,096 千円、R 5 年度：757 千円)

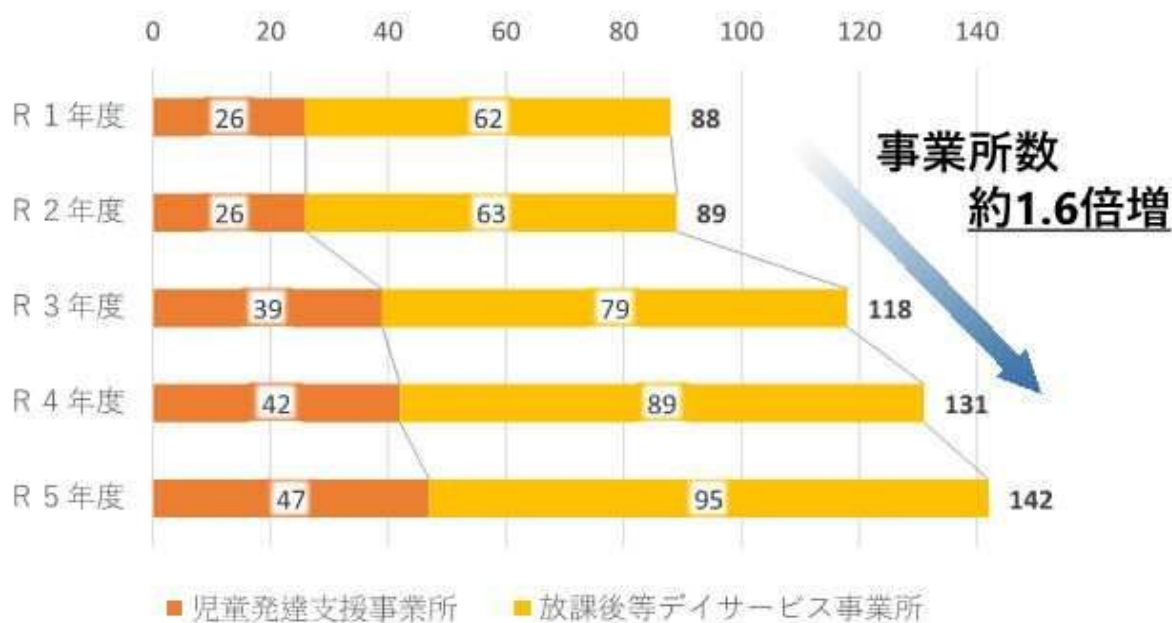
(3) 児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の施設数

岐阜市に所在する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の数は、令和2年度はコロナ禍の影響がみられるものの、毎年増加しています。

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
児童発達支援事業所	26	26	39	42	47
うち、主として 重症心身障害児を通わせる事業所	5	5	6	4	7
うち、主として 難聴児を通わせる事業所	1	1	1	1	1
放課後等デイサービス事業所	62	63	79	89	95
うち、主として 重症心身障害児を通わせる事業所	6	6	7	8	9
うち、主として 難聴児を通わせる事業所	0	0	0	0	0
計	88	89	118	131	142

【事業所数の推移】

各年度10月1日現在

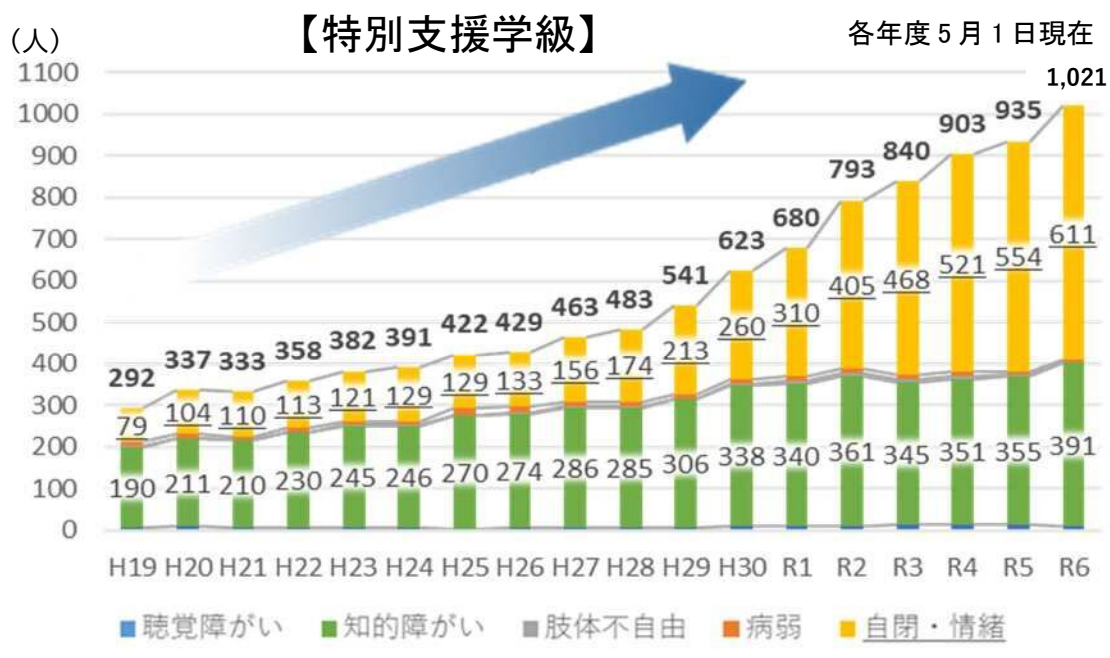


3 岐阜市における各施設等の状況

(1) 特別支援学級等の現状

ア 岐阜市立小中学校における特別支援学級・通級指導教室の児童生徒数

岐阜市立の小中学校における特別支援学級等の児童生徒数は、毎年増加しています。特別支援学級については自閉症・情緒障がいの学級の、通級指導教室についてはLD・ADHD等の教室の児童生徒数の増加が特に顕著です。



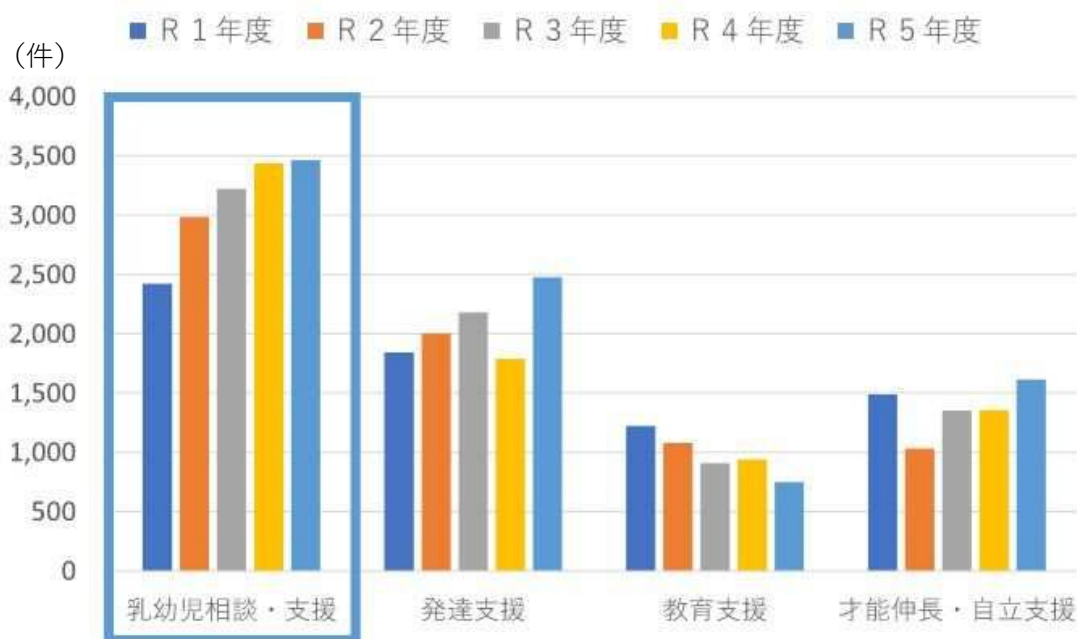
※この(1)に記載した統計は、岐阜市教育委員会事務局 学校指導課からの提供情報を基に作成しています。

(2) 岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”の現状

ア “エールぎふ”の相談対応件数

- ・“エールぎふ”の相談対応は、乳幼児相談・支援の相談（主に5歳児未満を対象）が多く、年々増加しています。

【相談対応件数（延べ件数）】



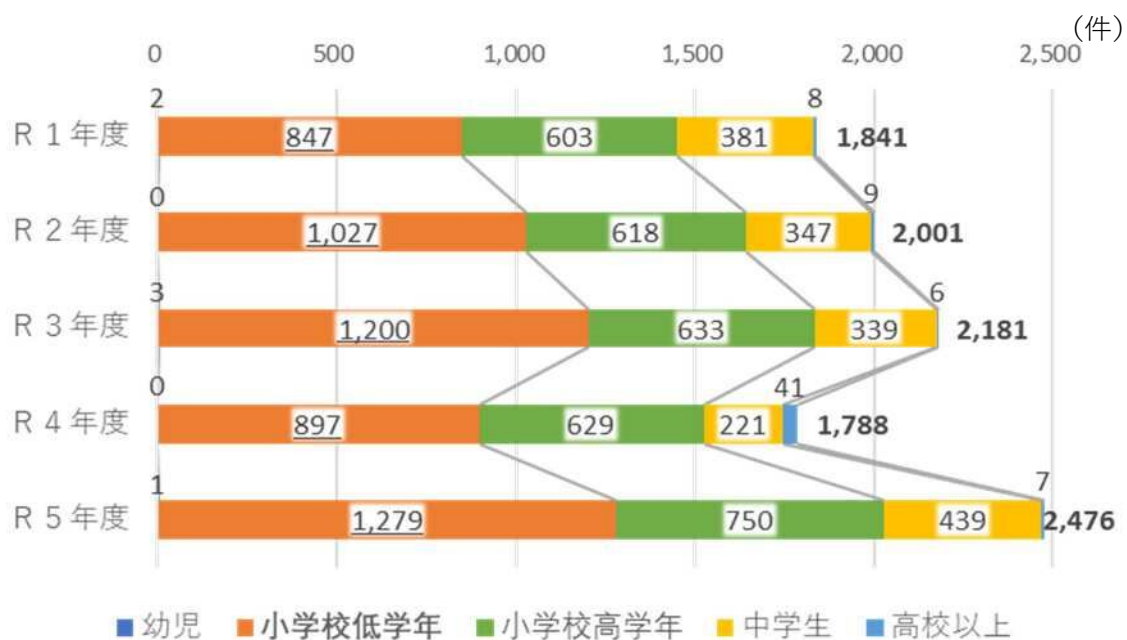
区分	主な対象	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
総合相談	全世代	1,647	1,832	1,979	1,866	1,673
乳幼児相談・支援	～5歳	2,421	2,983	3,220	3,436	3,465
家庭児童相談	全世代	5,576	7,481	9,035	9,939	9,812
発達支援	小・中	1,841	2,001	2,181	1,788	2,476
教育支援	小～高	1,222	1,081	910	939	748
才能伸長・自立支援	小～20未満	1,487	1,031	1,352	1,358	1,613
専門アドバイザー	全世代	3,327	3,195	3,118	3,449	3,611
計		17,521	19,604	21,795	22,775	23,398

※全世代を主な対象とするものはグラフには非掲載

※専門アドバイザー … カウンセラー、児童精神科医、弁護士など

- ・主に中学生を対象とした発達支援係では、小学校低学年の相談が多く、年齢が上がるにつれ、減少する傾向にあるところ、小学校6年生・中学校1年生では、増加がみられる年度があります。

【発達支援係の相談対応件数（延べ件数）】



	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
幼児	2	0	3	0	1	小学生	381	347	339	221	439
小学校低学年	847	1,027	1,200	897	1,279	中1	245	152	157	130	252
小1	288	369	484	300	548	中2	117	154	122	75	129
小2	281	320	470	365	418	中3	19	41	60	16	58
小3	278	338	246	232	313	高校以上	8	9	6	41	7
小学校高学年	603	618	633	629	750	高校	5	2	3	11	5
小4	224	243	321	237	295	高卒	3	7	3	30	2
小5	219	152	154	225	203						
小6	160	223	158	167	252						
計	1,841	2,001	2,181	1,788	2,476						

イ “エールぎふ”の親子教室・幼児支援教室の利用人数

親子教室（1・2歳児対象）は、微減傾向にあります。

また、幼児支援教室（3～5歳児対象）は、おおむね横ばいの状況にあります。

なお、いずれも令和2年度は、コロナ禍の影響により、減少しています。

【親子教室】

(人)



【幼児支援教室】

(人)



	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
0歳児	10 (24)	18 (48)	10 (10)	7 (16)	4 (7)
1歳児	126 (1,073)	114 (453)	133 (473)	102 (555)	128 (786)
2歳児	170 (1,839)	130 (731)	146 (924)	156 (1,173)	122 (811)
計	306 (2,936)	262 (1,232)	289 (1,407)	265 (1,744)	254 (1,604)

	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
通級	568	564	585	585	569
相談	250	232	269	269	277
計	818	796	854	854	846
延べ人数	15,377	13,195	14,109	14,104	14,455

ウ “エールぎふ診察室”の年齢別・診断名別受診者数

未就学児を対象とした診察の受診者は、4・5歳児の占める割合が年々多くなっています。また、診断名別受診者数では、自閉症スペクトラム障害（ASD）の診断（疑いを含む。）の割合が顕著です。

【年齢別受診者数】

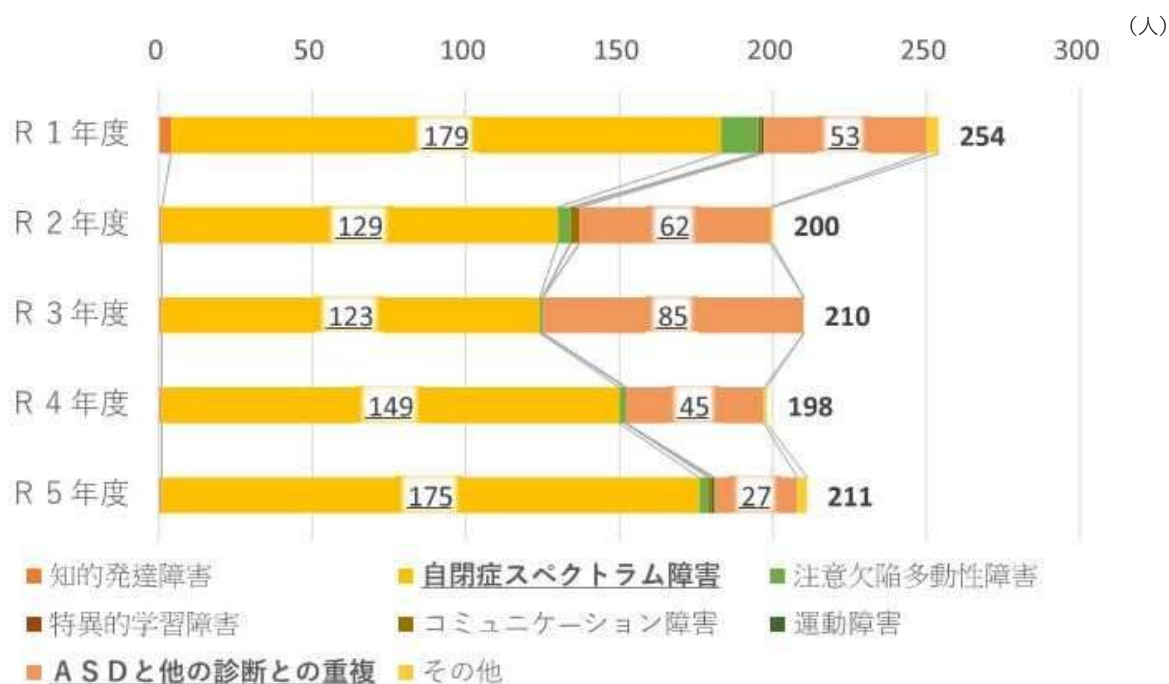


※ 0歳児の数は少ないためグラフには非掲載

（R 1 年度：0、R 2 年度：1、R 3 年度～R 5 年度：0）

【診断名別受診者数】

最終診察時の診断名（疑い含む）



	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
知的発達障害 （知的発達症）	4	1	1	1	1
自閉症スペクトラム障害 （自閉スペクトラム症） ASD	179	129	123	149	175
注意欠陥多動性障害 （注意欠如多動症）	12	4	1	2	3
特異的学習障害 （限局性学習症）	0	0	0	0	0
コミュニケーション障害 （コミュニケーション症）	1	3	0	0	1
運動障害 （運動症）	1	0	0	0	1
ASDと他の診断との重複	53	62	85	45	27
その他	4	1	0	1	3
計	254	200	210	198	211

この(2)に記載した統計は、「岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”要覧」を基に作成しています。

第3章 恵光学園の現状

1 恵光学園の概要

(1) 恵光学園とは

恵光学園は、発達の違いや、言語・コミュニケーションに弱さのある乳幼児への集団生活における活動や、遊びを通じた発達支援および家族支援を行う公設公営の児童発達支援センターです。

名 称 岐阜市立恵光学園

所在地 岐阜市長良東三丁目93番地



(2) 沿革

昭和34年 4月	知的障害幼児通園施設として、岐阜市菅生（現 西島町）に設立
昭和43年 4月	特殊学級を併設
昭和50年 4月	幼児部を設置
昭和54年 4月	母子通園クラス、療育相談部を設置。養護学級義務教育化へ
昭和59年 4月	岐阜市長良に移転 母子通園部・単独通園部設置、ことばの教室を併設
平成元年 4月	単独通園部に母子通園日を設定。全面母子療育化
平成2年 4月	母子療育を指導の柱とし、療育指導部・療育相談部を設置 発達障害幼児母子療育施設を、目指す施設像とする。
平成12年 4月	ことばの教室が発達相談センターあおぞら（現 “エールぎふ”に統合）に移転
平成18年10月	障害者自立支援法の施行に伴い措置制度から契約制度に変更
平成21年 4月	並行通園（令和5年度～「移行通園」に名称変更）を実施
平成24年 4月	児童福祉法改正により、福祉型児童発達支援センターに移行 児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業を開始
令和6年 4月	児童福祉法改正に伴い、児童発達支援センターに移行 （福祉型・医療型の一元化）

(3) 恵光学園の利用定員・職員数

ア 恵光学園の利用児童数・職員数（令和6年8月1日現在）

○児童定員 54人

○職員数 30人

(人)

	クラス	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	正規職員			非正規職員 (パート)		合計
								保育士	指導員	事務職	A	B	
児童発達支援	りす	3	6				9		1		2		3
	うさぎ		8	1			9	2			1		3
	こいぬ		4	3	1		8	2			1		3
	こあら			4	2	3	9	1	1		1		3
	ぞう			4	1	4	9		2		1		3
	ぱんだ			3	2	4	9	1			2		3
	合 計	3	18	15	6	11	53						
	フロアリーダー							1	1				2
	児童発達支援管理責任者 (多機能兼務)							1					1
	児童発達機能強化 (発達相談支援)										1		1
児童発達支援職員 合計							8	5	0	9	0	22	
保育所等訪問支援								1			2		3
障害児相談支援									1				1
管理者・事務員										2	1	1	4
職員 総計								9	6	2	12	1	30

(4) 入・退園時の利用児童の状況

ア 恵光学園への入園時の児童の年齢

3歳児（年少）からの入園が一定数あるものの次第に低年齢化しています。
 早期療育が普及したとも言えますが、1歳6か月健診後から療育につながり
 2歳で入園されることが多いのが現状です。
 保育施設に入園後、発達の遅れに気付いて入園される場合もあります。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1歳児		1	2				1	2		2
2歳児	5	15	8	12	13	8	8	14	8	15
3歳児	11	5	6	7	7	8	8	7	6	3
4歳児	5	4	2	3	1	3	1	1	4	2
5歳児										1
合 計	21	25	18	22	21	19	18	24	18	23

イ 恵光学園から退園後の進路

近年、恵光学園から保育施設に移行する児童が増加しており、地域のインクルージョンが進んでいるものと考えられます。

利用する児童の発達の程度は、重度から軽度まで幅広く、退園後の進路について、恵光学園に就学前まで在園する児童は、特別支援学校に進む児童が多い状況です。

他方、地域の特別支援学級へ進む児童も一定数いる状況です。

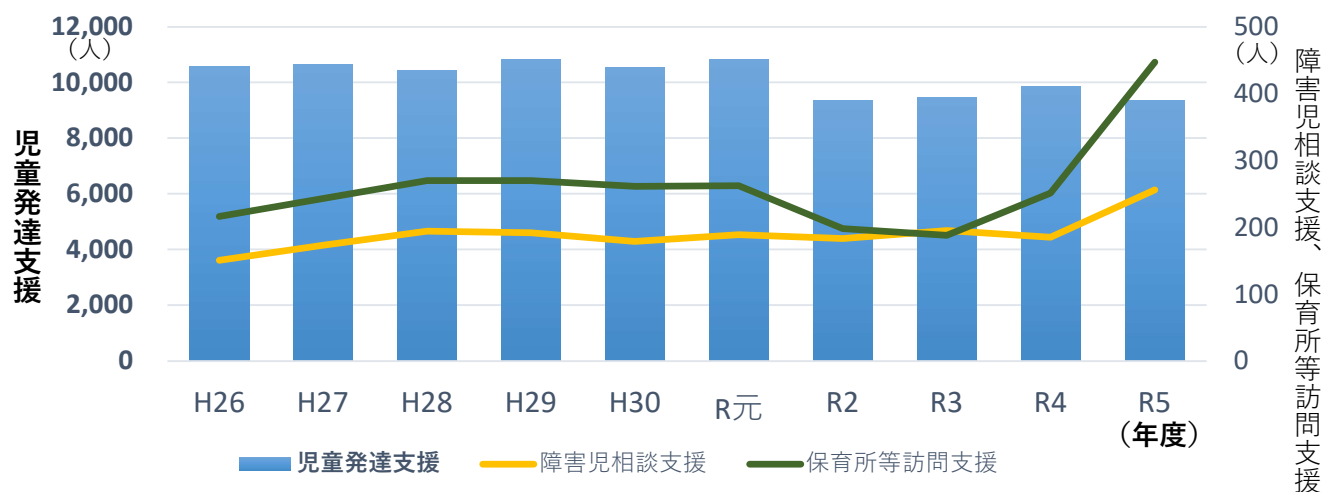
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
保育所、幼稚園、こども園	11	3	5	5	11	5	8	6	12	10
特別支援学校	8	10	7	11	5	7	11	6	6	10
特別支援学級	5	5	5	4	3	6	5	4	6	4
通常学級	1									
児童発達支援事業所			1	2				1		2
合 計	25	18	18	22	19	18	24	17	24	26

2 恵光学園の事業

(1) 実施事業

実施事業	内 容	利用状況 (現状・将来の見込み)
児童発達 支援事業	・ 基本的な生活習慣（食事・排泄・着脱・睡眠）の確立 ・ 体づくりや人とかかわる力を高め、集団生活への適応を促進（親子通園型）	現在、ニーズは高い。 乳幼児対象。疾病等による欠席も多く、日によって変動するも、年間を通し概ね空きなし。 今後、保育施設への移行に伴う退園が増えることや、子どもの人口の減少に伴い、利用者数の減少も推察される。 しかし、親子療育が必要な子どもや、他の事業所などで受入れが難しい子どもの受け皿として一定の固定利用数は継続する見込み。
保 育 所 等 訪 問 支 援 事業	・ 保育施設に通う児童が、集団生活に適応するための訪問支援 ・ 訪問先施設職員に対する支援	訪問支援職員2名が、保育施設へ毎日訪問。 利用状況は上限で推移。 令和2～4年度まで、コロナ禍で利用が減少。 令和4年度以降、訪問支援職員1名増により、支援件数が増加。 地域インクルージョンが進展する中、恵光学園の退園後の進路として保育施設が増えているため、今後、利用者数の増加が見込まれる。
障 害 児 相 談 支 援 事 業	・ 家庭内の課題を踏まえ、適切な福祉サービス利用の調整 ・ サービス利用のための利用計画の作成	職員1名で対応。コロナ禍の中でも継続して実施。 他のサービス利用の増加に比例し、利用者数の増加が見込まれる。

【利用児童数の推移（支援の種類別）】



年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
通園児数	54	54	54	54	53	54	53	52	53	50
児童発達支援	10,561	10,654	10,443	10,810	10,543	10,832	9,339	9,486	9,866	9,342
障害児相談支援	151	173	194	192	179	189	183	195	185	256
保育所等訪問支援	216	243	270	270	261	262	198	188	251	447

(単位；人。児童発達支援・障害児相談支援・保育所等訪問支援は延べ人数)

【親子療育の様子】 定員9人の教室。子ども9人、親9人、職員3人（計21人）



【給食の様子】 給食も教室内で、親子一緒



(2) 恵光学園の取り組み

ア 保護者への取り組み

- ・ ペアレント・トレーニング（6回コースを年2回、計12名）

障がい児を育てる学園の保護者に対し、子育てへの不安や孤立感を軽減し、親をエンパワメントする。



イ 地域支援の取り組み

- ・ 県発達障害者支援センターのぞみと連携し、ペアレントトレーニング指導者を養成（令和6年度下半期より開始。各回2～3人）
- ・ 市内保育所（園）・幼稚園・認定こども園・障害児通所支援事業所支援者の現場実習の受入れ（年間30人程度）
- ・ 市内公立加配保育士研修会、公立保育士研修会へ職員を派遣（年5回）
- ・ 市内保育所（園）・幼稚園・認定こども園・障害児通所支援事業所の支援者向け研修会を開催（年3回）
- ・ 親子体験教室（きらきら教室）を開催（年17回）
発達が気になる段階の子どもと遊びながら、保護者に対する相談に応じる。
- ・ 児童館2カ所での出張相談会を開催（令和6年度～、各月1回）
- ・ 保育施設への地域移行を支援し、地域移行後もアフターケアや保育所等訪問支援事業による継続的な支援を提供
- ・ 地域へのスーパーバイズ、コンサルテーションの一環として市が主催する各種専門委員会等へ職員を派遣
 - 教育総合支援会議（就学相談）・・・教育委員会
 - 療育総合判定会議（要配慮児認定）・・・子ども保育課
 - 架け橋期支援委員会（就学前後の支援体制整備）・・・教育委員会
 - 乳幼児健診後心理判定（ことばの相談）・・・中保健センター

(3) 恵光学園の強み

恵光学園の強みは、次の4点にまとめられます。

親子療育・小集団療育

親が会う最初の味方

保護者アンケートでは
88%が自分の子育てが変わったと回答

地域移行・保育施設の支援

児童発達支援センターとして

児童発達支援、保育所等訪問支援、
障害児相談支援事業を一体的に運営

地域への還元

専門性のアウトリーチ

行政機関との連携・貢献

経験豊富な職員（人材）の活用

3 恵光学園の施設

(1) 敷地

区分	内容
敷地面積	1671.23 m ²
用途地域	第1種低層住居専用地域 (高さ制限 12m)
建蔽率	60 %
容積率	100 %

(2) 建物

建物名	延床面積	構造種別
学園施設（本館）	716.20m ²	鉄筋コンクリート造 2階建
車庫	70.00m ²	鉄骨造 1階建
物置	15.00m ²	鉄骨造 1階建
プール	70.00m ²	鉄骨造 1階建

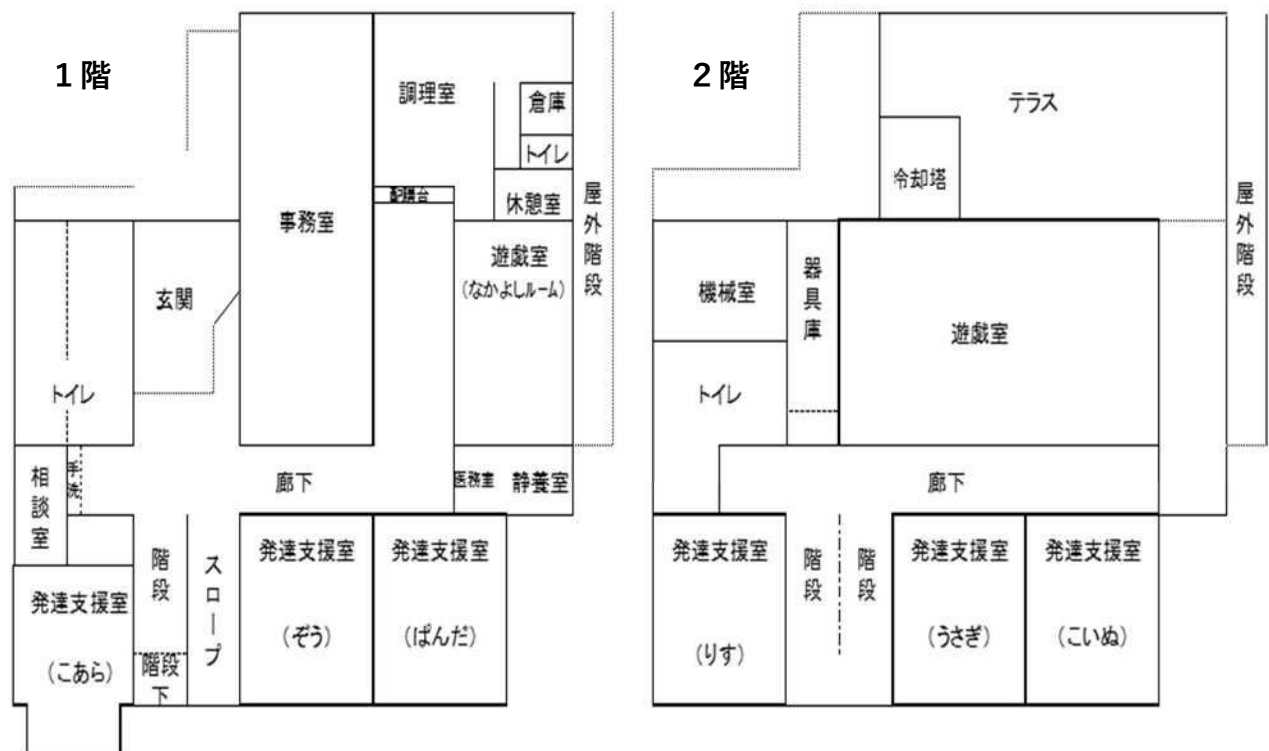
※ 学園施設（本館）は、昭和58年築（築40年経過）



(3) 設備

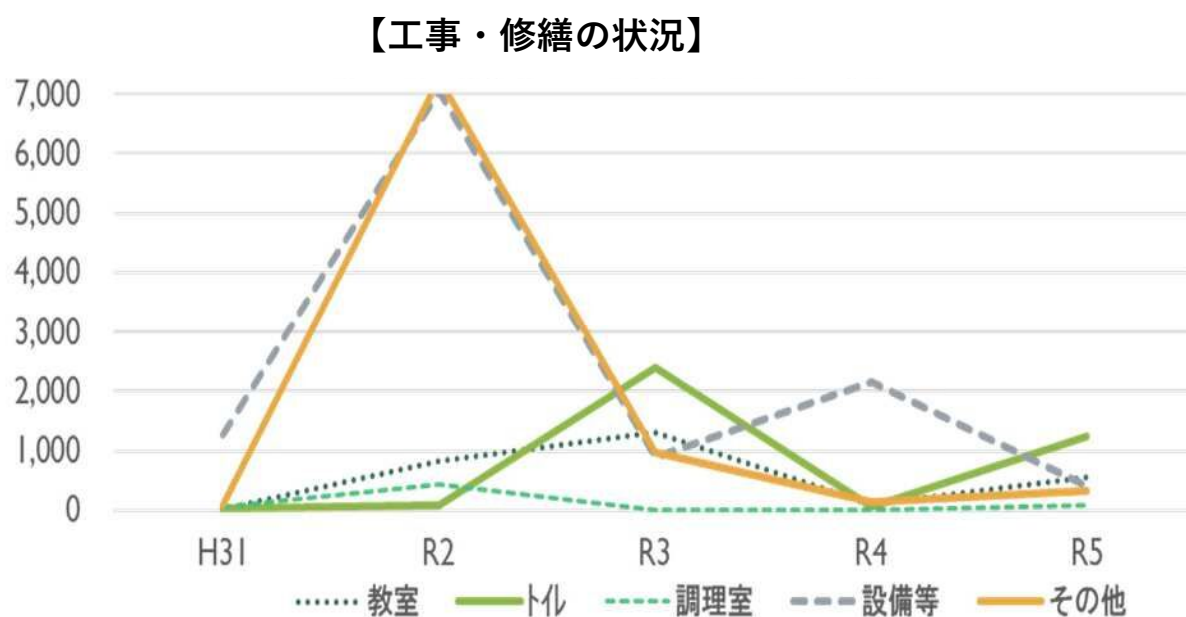
設備名			面積	利用定員
発達支援室	2階	りす組	31.20㎡	9人
〃	2階	うさぎ組	30.60㎡	9人
〃	2階	こいぬ組	30.60㎡	9人
〃	1階	こあら組	29.68㎡	9人
〃	1階	ぞう組	30.60㎡	9人
〃	1階	ぱんだ組	30.60㎡	9人
遊戯室	2階		82.80㎡	
〃	1階		33.25㎡	
屋外遊技場			328.95㎡	
屋内プール			70.00㎡	
その他の設備			相談室	10.22㎡
			調理室	43.67㎡
			事務室	65.17㎡
			医務室	4.06㎡
			静養室	8.44㎡

【恵光学園 平面図】



(4) 施設の修繕の状況

空調設備の修繕や、壁、床の改修のほか、水回り（トイレ）等、施設老朽化の影響から、ここ最近では毎年100万円単位の支出、直近5年においては、**年平均約550万円**を施設の工事、修繕に要しています。



<主な工事・修繕>

- R2 設備等；空調設備更新（633万円） その他；プール更新（720万円）
- R3 トイレ冷暖房設置、洋式化ほか（239万円） 職員室拡張、ドア取替（131万円）
- R4 門扉取替、床材取替（152万円）
- R5 2階トイレ改修（123万円）



老朽化した施設や設備の更新に毎年多額の費用が必要

【トイレ】男女共用。大人・子どもも一緒



【玄関】保護者の下駄箱が不足



【収納】締まりが悪く、留め具も故障多い



【収納】教室棚の劣化や錆が目立つ



【教室】木造床や壁の劣化



【教室】木部のささくれ、傷



【教室壁】壁板の留め釘が浮き出る



【教室壁】壁の傷みや汚れが目立つ



第4章 恵光学園の課題

第3章までの現状分析を経て、第4章では、恵光学園の抱える課題を次の4点に集約しました。それぞれの課題に対する、その背景や、懇談会の委員や保護者・事業所アンケートから出されたご意見をまとめます。

<課題1>

発達に心配がある子どもを抱える保護者への支援（保護者との関わり）

保護者の就労、多様な家族形態（ひとり親・ダブルケア・外国籍等）、保育施設との併行通園など、様々な子育てニーズに対応した療育を提供するための運営体制が不十分です。

【背景】

恵光学園のあり方の検討に当たっては、恵光学園の利用者である保護者の視点からその強みを把握し、ニーズを的確にとらえる必要があります。

【意見】

(1) 懇談会にて（1回目）

(a) 親子療育について

- ・ 親が、子どもの療育を職員と一緒に行うことで、学ぶことができる。
- ・ 子どもの発達もみながらアドバイスしてもらえるので、親にとっても大事。
- ・ 何ができて、できないかという子どもの様子を見られることは強みである。

(b) 保護者のニーズについて

- ・ どう育てていいかわからない親もいる。
- ・ 親子療育に通えない子どもたちについて、具体的な子育てのアドバイスをもらえると助かる。
- ・ 仕事を辞めて親子療育に取り組むという保護者や、親子療育が優先なので今は働けない、恵光学園に本当は行きたかったが親子療育のため行けなかった、諦めた方に出会った。
- ・ 保育施設に通いながら療育を受けたいなどの、保護者の方のニーズもある。

(2) 懇談会にて（2回目）

- ・ 障がいがあっても保護者が子どもの特性を理解していると、よい親子関係が構築され、健やかな育ちにつながる。

(3) 懇談会にて（3回目）

- ・ 家族は親だけでなくきょうだいや祖父母も含まれ、家族としての経験や成長を重ね、家族が協力し合い、毎日を楽しく過ごせることが大事なこと。
- ・ きょうだいが抱いている気持ちはなかなか分からないが、きょうだい特有の思いにも寄り添うことが必要。
- ・ 預かり保育があることで、働く保護者は助かる。
- ・ ペアレント・メンターは非常に有効な支援策だが、メンター自身も子育て中の親なので、そのサポートが重要。

(4) 視察にて（令和6年8月8日、8月23日）

- ・ 生活場面の中で具体的な助言がもらえる場所は、とても重要。

<課題2>

地域において恵光学園が担うべき役割（地域との関わり）

国は、児童発達支援センターを地域の中核拠点とするため、次の要件を求めています。

これに対する現在の恵光学園の達成状況は次のとおりで、達成できていない要件があります。

中核拠点登録の要件	現在の達成状況
① 市との連携	実施済。 ただし、地域支援を強化するため、事業を行う場所の拡充が必要です。 (例) ・連携会議や研修を行う集会スペース ・相談スペース ・職員事務スペース
② 地域事業所との連携	
③ インクルージョン推進体制	
④ 入口としての相談支援機能	
⑤ 職員研修	
⑥ 幅広い発達支援 (幅広い発達段階及び多様な障がい特性に応じた専門的支援を提供する体制)	未実施。 <u>環境と体制の整備</u> が必要です。 ↓ ・保育所等訪問支援において学校訪問・支援実績 または ・ <u>放課後等デイサービス（放デイ）の実施</u> ▶市内に放課後等デイサービス事業所数103カ所、民間の受け皿が充足する中、差別化が困難。
⑦ 常勤専任職員の配置 (専門資格を有した職員（保育士、作業療法士、言語聴覚士等）かつ5年以上の障がい児支援経験)	未実施。 <u>環境と体制の整備</u> が必要です。 ↓ ・包括的なまとめ役 +1名 ・①～⑤の事業強化のため、専門的な発達支援や相談支援を行う職員 +1名

【背景】

令和6年4月施行の児童福祉法改正により、児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核拠点であることが明確にされ、各市または圏域に1カ所以上設置することになりました。恵光学園が地域において、その役割をどのように果たしていくか検討する必要があります。

【意見】

(1) 懇談会にて（1回目）

(a) 地域のインクルージョン推進について

- ・ 保育所に通いながら療育も受けたいなど、保護者の方のニーズもある。
- ・ 恵光学園に通うことで、似たような悩みを持つ親さんが周りにいるので、すみわけは大事。療育の場を選べるということも大事。

(b) 事業所に対する助言・援助機能について

- ・ たくさんの児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所ができ、その質の確保が大きな課題。
- ・ 保育施設をどう指導していくかと、保育施設で心配な子どもをどのようにしていけばよいかは、同じ機関がコントロールしたほうがよい。
- ・ 巡回支援専門員整備事業についても、整理が必要。

(2) 懇談会にて（2回目）

- ・ インクルーシブとは、障がいがあっても、生まれた市でみんな一緒に育ち、子どもを取り巻く支援者が子どもたちを理解して、地域に理解してくれる人を増やしていくこと。

(3) 障害児福祉計画策定事業所アンケート（令和5年12月）から

(a) 支援の質向上に向けた取組

- ・ 研修、実習：研修会や実習体験の機会を確保してほしい。
- ・ 人材育成：専門性向上や個別支援技術を習得させたい。

(b) 早期の発達支援への繋ぎのための地域ニーズ

- ・ 身近な場所での相談や家族支援として、気軽に利用できる身近な場所で相談できる機会があると良い。
- ・ 療育や早期発見についての情報発信が必要。
- ・ 乳幼児健診後のフォローの充実が必要。
- ・ 保育施設への巡回支援の充実や専門性のアウトリーチが必要。
- ・ 保護者向けの子どもへの関わり方の講習や実践の場を提供してほしい。

(c) 地域のインクルージョンの推進

- ・ 地域行事への参加を促したい。
- ・ 障がいがあっても気兼ねなく過ごせる場所があると良い。

<課題3>

発達に心配がある子どもに対する関係機関との連携（関係機関との関わり）

発達に心配がある子どもが気づかれず、支援が届いていない可能性があります。

また、保護者が子どもの発達のつまずきを受け入れられず、その先の必要な支援に繋がらなかったり、せっかく繋がっても途切れてしまうことがあるため、様々な関係機関との連携が必要です。

【背景】

子どもの発達支援においては、ライフステージを通して、切れ目のない支援体制の構築が必要です。恵光学園が地域のインクルージョンの中核的役割を担うため、岐阜市の早期療育支援システムの中で、どのような役割を果たせるかが問われています。

【意見】

(1) 懇談会にて（1回目）

- ・ 恵光学園だけの問題でなく、岐阜市でどう考えていくかが大きい。
- ・ 保護者の方が見通しを持って子育てできる環境をシステムティックに作れるか。その中で、恵光学園が児童発達支援センターとして担う役割も、はっきりしていくのではないか。
- ・ 子どもの発達は、乳児期からみていく必要がある。保健センターとの連携も考える必要がある。
- ・ 教育委員会と連携が取れると、親としては心強い。
- ・ 関係者が集まり、子どもをどうサポートしていくかという支援計画を作ることが大事。
- ・ 恵光学園や民間の児童発達支援事業所が中心となって支援計画を作り、それぞれが作る個別の指導計画について、スーパーバイズをしていただきたい。
- ・

(2) 懇談会にて（2回目）

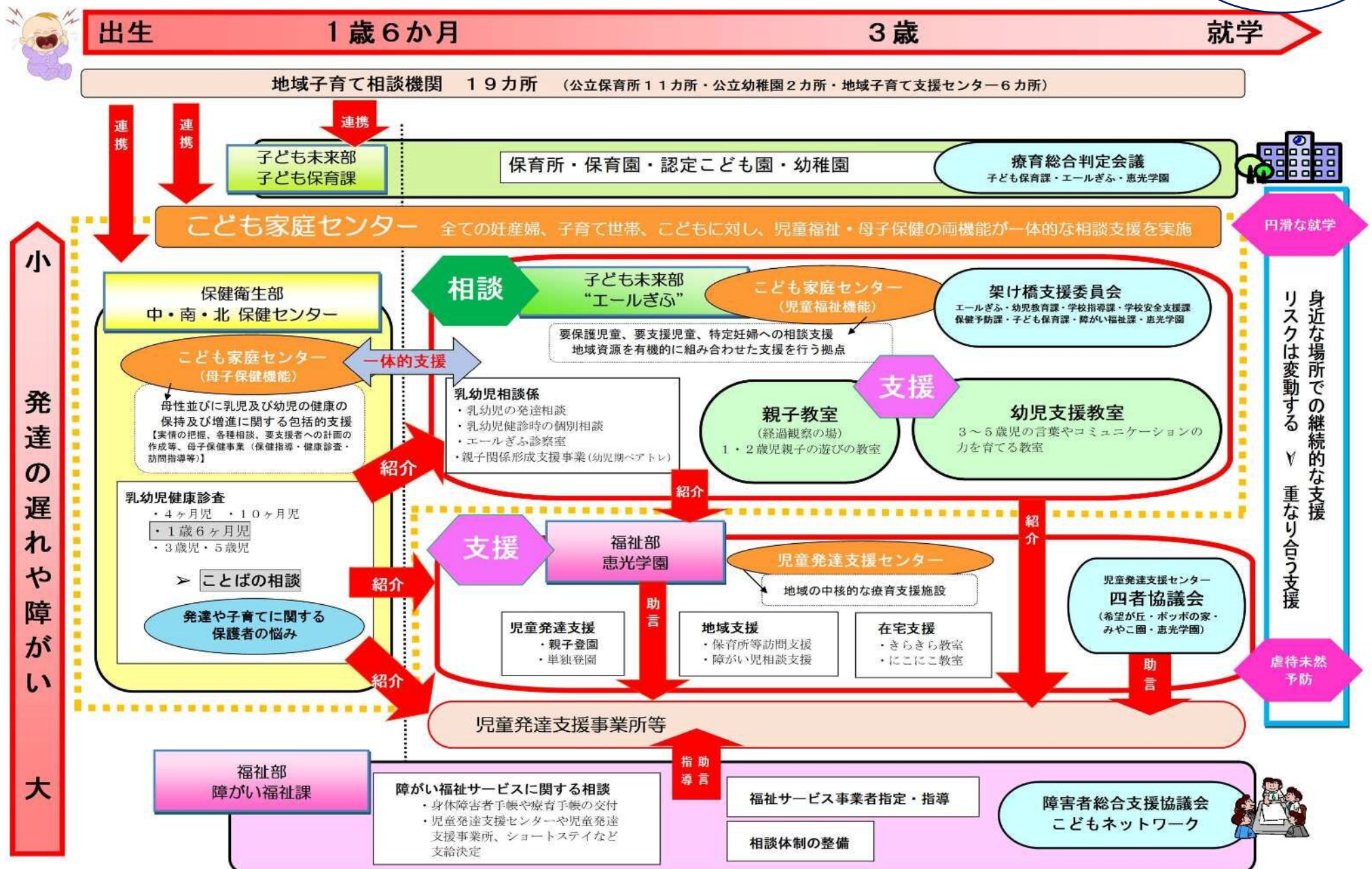
- ・ 障がいがあっても保護者が子どもの特性を理解していると、よい親子関係が構築され、健やかな育ちにつながる。
- ・ 発達の遅れ等が軽度の子にいかにも早期に気づいて、支援をするかが重要。
- ・ 大人になっても特性は残る。苦手なことがあっても素敵なのところがあると家族が理解し、本人が自己認知できることで自立につながる。
- ・ 子どもへの発達支援は、関係機関がバラバラに子どもにかかわるのではなく一貫性が必要。恵光学園にはその中核になってほしい。

(3) 懇談会にて（3回目）

- ・ 乳幼児健診での気づきは1歳6か月健診では遅く、もっと早くから気になっているケースもあるので、保健・福祉の横の連携を深めてより早期に気づきを促していける体制を作れるとよい。
- ・ 文部科学省が推進する「幼保小の架け橋プログラム」は全ての子どもが対象で、特別な配慮を必要とする子どもへの支援を充実するため、保育所等訪問支援事業を拡充し、小学校との縦の連携を深める取り組みが必要。
- ・ 学校側が、保育所等訪問支援事業の制度を知らないこともあるので、周知が必要。
- ・ 就学時のつながりは大切なので、多分野の支援者がチームとなって、子どもの育ちの中での視点を共有することが必要。
- ・ 人材育成には年月がかかるが、他施設と人事交流することも、一案だと思う。

発達に心配がある子への相談支援 ～市内の連携図～

情報共有
連携強化



< 課題 4 >

恵光学園の施設について（施設・設備、人員・運営体制）

（施設・設備）

- ・ 築 40 年を経過し、発達支援室(定員9人)は保護者が入ると狭く、療育が制限されます。
- ・ 相談室などに使用する空きスペースがなく手狭です。活動スペースも不足し、子どもの特性に応じた遊具や設備が不十分な状態です。
- ・ 地域支援や相談支援など、新たな活動をするスペースが不足しています。

（人員）

- ・ 専門資格や経験を有する職員の平均年齢は約 50 歳です。
支援の経験を重ね、親子療育を担当できるようになるには 3～5 年を要するため、後継者の育成を急がねばなりません。
- ・ 療育の専門性と経験を持つ保育士の育成が必要です。

（運営体制）

- ・ これらのことを踏まえた施設の運営形態について、市直営か民営かを検討する必要があります。

運営形態	メリット	デメリット
市直営 (公設公営)	・ 相談者のニーズ（信頼の高さ） ・ これまで職員が培ってきた療育のスキルとノウハウを引き継いでいくことができる。 ・ 保健センターなど、市職員、施設との連携が図りやすい。（政策形成が行いやすい、支援困難事例への対応体制の構築が容易）	・ 一定のコストが必要（人件費など） ・ 将来的な専門職員の確保の難しさ
民営 (公設) 指定管理	・ 直営に比べ運営コストは低い。 ・ 専門職員の確保が容易。 ・ 市が一定の関与をしている。	・ 運営法人が 5 年に 1 回変更する可能性あり。 ・ 運営法人の良し悪しで療育の質が左右される。
民営 (民設)	・ 民間活力を利用したサービスの充実が期待される。 ・ 完全に市を離れるため、コスト面は良。	・ 市の政策の直接の反映は難しい。 ・ 恵光学園の「親子療育」が継続されるとは限らない。

【背景】

恵光学園が地域の中核拠点としての役割を果たすため、ハード面である施設・設備や運営体制が十分に整っているかを整理及び分析し、恵光学園の環境整備に関し、今後の方向性を検討する必要があります。

【意見】

(1) 懇談会にて（1～3回目）

(a) 施設・設備について

- ・ 体ができていない子どもがたくさんいるので、いろんな遊びができるとよい。新しいだけがいいわけではないが、みんなが見守っていれば安全に遊べる遊具を残してもらいたいこともあり、新しい施設にして、取り入れてもらえると、子どもたちが育つよい環境ができると思う。
- ・ 感覚刺激を与えるような発達に必要な遊具が設置されると良い。
- ・ 今の教室は古いのは仕方なくても、狭いのは改善してほしい。
- ・ 本当に古い。特にトイレ。
- ・ 相談スペースが不十分なので改善してほしい。
- ・ 通園児だけではなく、地域の障がいがある子どもや保護者が気兼ねなく遊べる場所として開放してもらえると交流も深まり、出掛けるきっかけになる。
- ・ 静かに過ごせる防音機能のあるスペースがあるとよい。
- ・ 個別療育が提供されるようになったら、外から様子を見ることができるとよい。
- ・ 施設は、専門的支援が受けられる場所。子どもの生活のしやすさや、動きの流れに合わせ、作りを合わせることも必要では。家で生活するときにも参考になるような設備や構造であると良い。
- ・ 散歩や山登りが身近ででき、自然に親しめる環境であることも大切。

(b) 人員について

- ・ 専門性のある職員は施設にとって宝。そうした職員がいることで、多面的な視点で子どもの特性に早期に気づき、支援が行われる環境だといい。現場で具体的にアドバイスを受けることができ、子どもの支援方法に軸ができる。
- ・ 訓練を別の場所で受けているとリハビリの内容は保護者を介して施設と共有しているが、施設で訓練が受けられると直接職員同士が情報を共有して、生活支援の中でも訓練効果が発揮できてよい。
- ・ 民間事業者が増えていく中、恵光学園の職員がそちらに流れ、恵光学園の良さが失われてしまうとしたら、もったいないと思う。
- ・ 心理職がいれば保護者のメンタルケアもしてもらえるとよい。
- ・ 人材の育成には5年くらいはかかる。長期スパンで育成方法を考える必要がある。

- ・ 市としては採用方法が課題になると思う。

(c) 運営について

- ・ 乳幼児期は歩み始めたばかり、スタート地点をしっかりと行政が把握できていることが大事で、特に早期療育の段階は行政が管理した方がいい。
- ・ 他市の例で、生まれてきた子どもをまず市がしっかりと把握し、そこに児童発達支援センターが関わることで、子どもの発達支援を行ってから地域へ送り出していく流れが大事だと思う。
- ・ 岐阜市にとって大切な場所であれば直営であった方がいいのではないかな。
- ・ 直営だと他の関係機関と連携がとりやすい。
- ・ 直営だと施策が組み立てやすいのではないかな。
- ・ 質を問うていく時には、直営だと事業所の協力が得られやすい。
- ・ 直営だと信頼度が高い上、親も事業所に委ねるのではなく、親自身が頑張らねばと奮起する。
- ・ 民営だと突然閉鎖する可能性があり不安になる。
- ・ 他市事例で、乳幼児健診が外部委託されているところでは、連携が薄くなる。市が、在宅の障がい児の存在を把握していないこともあった。
- ・ 民営だと受託するところの考え方に左右され、職員配置も影響を受けやすい。
- ・ 指定管理制度の場合、その人事には市といえ関与はできない。
- ・ 子どもの発達の見極めをする市の保健師の育ちにも貢献できるので、手放すことはよくない。

(2) 視察にて（令和 6 年 8 月 8 日、8 月 23 日）

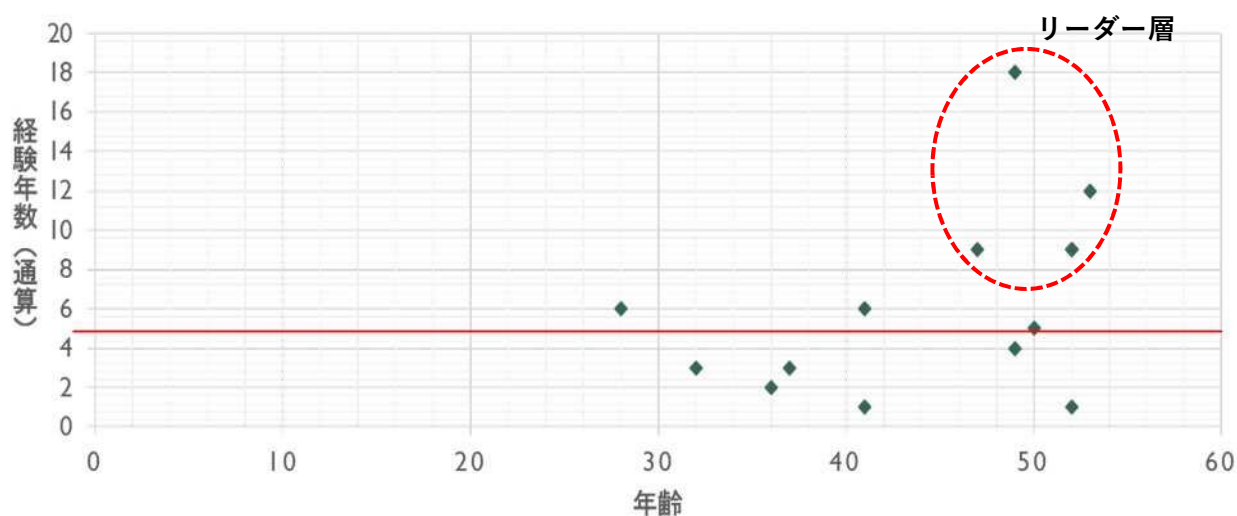
(a) 人員について

- ・ 1 歳児が増えてきたのであれば、リスクを考慮すれば看護師がいるとよい。

(b) 施設・設備について

- ・ 大人用トイレは早く改善してあげてほしい。
- ・ 子ども用トイレに扉付があると良い。学校で扉に慣れるのに時間がかかった。
- ・ 小さな子どもでも男女の分けがあってもいいかもしれない。
- ・ 登園時に気持ちの切り替えが苦手で登園しぶりする児がいるので、駐車場が少しでも近い方が保護者は通いやすい。
- ・ 利用児が低年齢しているのであればバス乗車時間を短くし、乗車人数の増加に対応するため、送迎用バスの増便が必要ではないかな。

参考 恵光学園の正職員の年齢・経験分布図



参考 他市の施設の運営状況

(1) 調査の概要

- ・令和5年10月に中核市61市に照会。うち45市から回答受領。
- ・中核市の児童発達支援センターの設置状況に関する照会

(2) 施設の築年数等（調査結果概要）

ア 主たる建物の建築年度（市有施設かつ児童発達支援センター。回答があった市のみ）

- ・1984年度 以前 10施設（←岐阜市含む）
- ・1985年度 ～ 1994年度まで 7施設
- ・1995年度 ～ 2004年度まで 5施設
- ・2005年度 以降 13施設

恵光学園；1983年度
みやこ園；1981年度

イ 公設の児童発達支援センターの設置について

- ・設置あり 27市（←岐阜市含む）
- ・設置なし 19市

ウ 児童発達支援センターの類型

- ・市が直営 20施設（福祉型16施設、医療型4施設）
- ・指定管理者 17施設（福祉型12施設、医療型3施設、併設2施設）

第5章 恵光学園の3つの方針

第4章で示した4つの課題に対し、次の3つの方針を掲げ、具体的な18の施策に取り組めます。

方針1 地域のインクルージョン推進体制の整備

取り組むべき事項

「早期療育・家族支援の推進」

課題1

課題2

課題3

「障害児通所支援事業所、保育施設の質の向上等」

課題2

方針2 障害児通所支援事業所としての恵光学園の役割

取り組むべき事項

「恵光学園が行う療育の多様なニーズ等への対応」

課題1

課題3

方針3 児童発達支援センターとしての機能を展開するための施設の整備

課題4

方針1 地域のインクルージョン推進体制の整備

取り組むべき事項 「早期療育・家族支援の推進」

分析 ア【早期の気づき・支援の必要性】

発達に心配がある子どもが必要な支援を受けられていないままだと、健全な発達を阻害し、将来、社会で「生きづらさ」を抱えたままになります。その「生きづらさ」はひきこもりや不登校などにつながる可能性があります。

早期の気づきにより必要な支援・サービスにつながることで、子どもの特性を親や周りの人々、そして本人も理解し、特性とのつきあい方を学んでいくことが大切です。

施策①	気軽に相談できる身近な専門相談、親子療育体験機会の提供 課題 1・2
内容	児童館など地域の子どもの遊び場へ職員が出向き、発達に関する相談に応じ、親子療育を体験する機会を設けることで、気軽に相談することから支援につながるきっかけを作るとともに、保護者等が相談しやすい関係づくりに努めます。
施策②	子どもの特性に気兼ねなく過ごせるインクルーシブな遊び場・居場所の提供 課題 2
内容	地域の遊び場では、他の親子に迷惑を掛けてしまうのではないかとといった心配から出掛けることが億劫になりがちであることから、子どもの特性に応じた遊具や配慮が施されたスペースを備えた、安心・安全な遊び場を提供します。
効果	・ ひとりで抱え込まず、相談することが身近なものとして感じる。 ・ 心配することなく子どもを連れて出掛けることで交流が生まれる。
課題	・ 人員体制の確保 ・ 場所の確保

スケジュール

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施策① 出張相談	児童館2カ所	他の児童館	地域子育て相談機関等へ拡大		
施策② 遊び場		施設整備計画に盛り込み、設計へ			

分析.イ【家族に対する支援の重要性】

障がいがある子どもが必要な支援を受けられていないと、育て方が分からない、相談相手がいらない、預ける場がない、といった精神的・物理的な負担が大きくなります。

子どもの一番の理解者である親の子どもへの接し方や養育態度は、子どもの心身の発達・成長に大きな影響を与えるため、できるだけ育児負担を軽減することが大切です。

まずは、子どもの障がいや特性を家族が受け入れることから始めることが必要です。

そして、受け入れていくことで親自身の成長につながります。

そのためには、同じような悩みを抱える保護者同士が、お互いの経験を伝えあい、分かち合えるきっかけづくりが有効です。

また、きょうだいは様々な心理的、社会的な影響を受けやすいため、きょうだい支援も考えていく必要があります。

その他、普段関わる時間が少なくなりがちな配偶者や祖父母が参加できる取り組みがあると、理解や協力を得られるきっかけになります。

施策③	保護者相互のサポートや仲間作りを支援するペアレント・メンターの育成と活用 課題 2
内容	自らも障がいがある子育てを経験し、同じような障がいがある子どもをもつ親に対して高い共感性に基づくペアレント・メンターによる支援は、専門家による支援とは違った効果が期待できることから、その育成を行います。共感的なサポートとして就園・就学後の交流会・学習会や地域での相談会などの開催、SNS等を活用した地域資源の情報提供等を行います。
施策④	ペアレント・トレーニングの地域展開を支援 課題 2
内容	親のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進や不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチであるペアレント・トレーニングを、地域の事業所や児童館等で展開できるよう、ファシリテーターを養成します。
効果	・ 先輩親の話から少し先のわが子の様子をイメージでき不安が軽減する。 ・ 子どもへの接し方が次第にわかるようになり、自分の子育てに自信が持てる。 ・ 地域全体で親を支援していく気運が高まる。
課題	・ ペアレント・メンターの人材確保と育成方法 ・ ペアレント・トレーニングのファシリテーターを養成する指導職員の育成

スケジュール

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
施策③ ペア・メンター	メンター候補 の募集・養成	活動試行 次期メンター 募集・養成	活動本格実施		
施策④ ペア・トレ	受講者募集 養成支援	地域で実践			

分析 ウ【関係機関との連携の強化】

本市では、子ども・若者に関するあらゆる悩み、不安の相談にワンストップで総合的に支援するエールぎふを中心に関係機関が連携して取り組んでいます。早期の気づきと親子支援を体系的に行うためには、障がい福祉分野に精通した機関を中心とした組織的な取り組みにより、有機的な連携が図られることが期待できます。

施策⑤	子ども関係部局（保健センター、エールぎふ、教育委員会等）との連携強化 課題3
内容	乳幼児健診で発達が気になる子どもを対象とした保健センターが行う心理判定ことばの相談会、保育施設に就園する配慮が必要な子どもの認定を行う子ども保育課主催の療育総合判定会議、就学先の相談を教育委員会が行う教育総合支援会議、就学前後の子どもの支援体制を検討するエールぎふが行う架け橋期支援委員会などへ職員を派遣し、子ども関係の部局との連携を図ります。
施策⑥	一般子育て支援施策（児童館、主任児童委員等）との連携 課題3
内容	障がいがある子もない子も共に遊び学べる地域をつくるため、児童館や主任児童委員など地域の子育て支援機関等のネットワークへ参画し、地域におけるインクルージョンを進める体制づくりを支援します。
施策⑦	障がい者総合支援協議会等での子どもに関するネットワーク作りへの運営参画 課題3
内容	岐阜市障がい者総合支援協議会に子ども部会を設置し、障がいがある子どもに関わる多分野の機関が集まり、情報交換や課題の掘り起こしと意見交換などを行い、障がいがある子どもやその家族が住みやすい街づくりを進めます。
効果	・ 生まれてから就学まで切れ目なく、子どもの発達支援の視点が網羅される。 ・ 身近な地域で障がいがある子どもの受入れが進み、居場所が増える。
課題	・ 行政や地域の障がいに対する理解 ・ 地域支援にあたる人員体制

スケジュール

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
施策⑤ 子ども部局	職員派遣				
施策⑥ 一般施策	人員要求	既存ネットワ ーク調査	参画開始		
施策⑦ 子ども部会	運営方法検討	立ち上げ 課題整理	協議の定例化		

取り組むべき事項 「障害児通所支援事業所、保育施設の質の向上等」

分析 ア【障害児通所支援事業所の質の向上】

早期療育支援システムの構築が図られたとしても、その療育を担う地域の事業所の支援の質が重要です。事業所の質の確保は、人員や運営を基準に照らして指導する行政監査のみでは十分とは言えません。実践に役立つ支援力を養う取り組みが必要です。

また、地域のインクルージョンを進める上で、中核拠点として取り組む児童発達支援センターと地域の障害児通所支援事業所との協力体制が欠かせません。小さな事業所では余裕がなくても、地域全体で効果的に人材を育成していくことが求められています。

児童発達支援センターでの取り組みを好事例として地域の事業所で展開したり、他施設との連携に当たっての橋渡し等、事業所の対応を支援することにより、多様な子どもを受け入れる体制の広がりが期待できます。

施策⑧	地域支援コーディネーターの設置 課題 2
内容	児童発達支援センターの中核拠点機能を発揮するための包括的な支援の推進役として、障がい児支援の経験が豊富な専門職を配置し、地域支援にあたります。
施策⑨	行政が行う実地指導に随行し、事業所や保育施設へ発達支援に関する助言・指導 課題 2
内容	障害児通所支援事業所や保育施設へ行政と一緒に出向き、各所が作成している支援プログラムや個別支援計画等の内容を把握し、一人ひとりの子どもにあった適切な発達支援が提供されているかを同じ支援者の立場から助言し、施設等の質の向上を支援します。
施策⑩	専門的研修会の開催、事例検討会の開催、実習・体験受入れによる援助技術指導 課題 2
内容	地域の障害児通所事業所や保育施設の職員が、障がいがある子どもの支援を実践的に学ぶ機会や専門性を向上させる研修会に参加できるよう、児童発達支援センターが中核拠点として地域全体の支援の質向上を図ります。
効果	・ 身近な地域で質の高い療育を受けることができるようになる。(対利用者) ・ 行政が行う実地指導を補完し、施設等における支援の質が向上する。(対組織) ・ 学びを求める支援者に支援技術や知識を学ぶ機会を提供することで、支援力が高まる。(対支援者)

課題	・ 5年以上の障がい児支援経験かつ専門的資格を有する職員の配置 ・ 実地指導に随行するために必要な人員数の確保 ・ 研修会等を行う場所の確保
----	--

スケジュール

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施策⑨ 実地指導		人員体制が整い次第、実施方法協議			
			随行開始		
施策⑩ 研修会等	研修会	人員体制が整い次第事例検討会			
	実習体験				

分析 イ【保育施設の質の向上】

地域のインクルージョンの推進には、障害児通所支援事業所だけでなく、地域の保育施設の存在が重要です。

保育施設における障がいがある子どもの支援に協力しつつ、支援力の向上を図るには、子どもや保護者等の意向に基づき子どもの障がいや特性に対応していく手法と、保育施設にインクルージョン推進のための環境整備を働きかけ、障がいがある子どもを受け入れる力を付けていく手法を組み合わせた取り組みが効果的です。

施策⑪	保育所等訪問支援事業の拡充 課題 2
内容	恵光学園で早期療育を受けた後保育施設へ就園していく子どもや保育所等訪問支援の利用ニーズが年々増えていることから、訪問支援員を増員して支援を拡充します。 また 5 歳児から小学 1 年生への架け橋期における支援を充実するため、保育所等訪問支援事業によるサポートを就学後も提供します。
施策⑫	保育施設への巡回支援相談員の設置 課題 2
内容	障がい児支援の経験や知識がある職員が、保育施設や児童館等の子どもやその親が集まる施設・場へ巡回し、施設等の職員や親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言を行います。その上で、個別相談が必要な場合はエールぎふを紹介し、継続的な支援が必要な場合は保育所等訪問支援事業につなぎます。
効果	・ 地域の保育施設での障がい児の受入れが進む。 ・ 気付かれないままの状況を減少させ、早期の気づきを促進する。
課題	・ 保育施設の施設側の訪問支援や巡回支援の受入れに対する理解 ・ 支援を行う人員体制

スケジュール

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
施策⑪ 保育所訪問	人員要求	訪問対象児 増加	人員体制が整い次第 		
施策⑫ 巡回相談	人員要求	巡回先調査 巡回計画	人員体制が整い次第 		

方針2 障害児通所支援事業所としての恵光学園の役割

取り組むべき事項「恵光学園が行う療育の多様なニーズ等への対応」

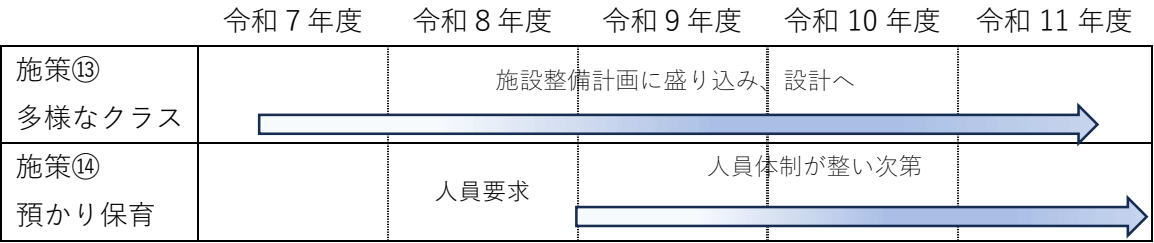
分析 ア【障害児通所支援事業所としての恵光学園】

恵光学園に期待される役割は、地域に対する役割だけではなく、親子療育が必要な親子や他の事業所などで受入れが難しい子どもの受け皿であることです。また、親の就労やひとり親など多様なニーズに応える受入れにも柔軟に対応していくことが求められます。

そのためには、療育現場として実践研究を続け、知識や経験、ノウハウを蓄積していくことが必要です。

施策⑬	多様なクラス形態の設定 課題1
内容	乳児の時期に毎日通うことは体調管理など難しい面が多く、また就労している親が増えていることもあり、週1回又は週2日制の曜日別クラスを設置し、発達段階に応じた支援を提供し、成長に応じ徐々に通園回数を増やし子どもの発達を促していきます。 また、保育施設や他の児童発達支援事業所との併用や、保育施設への移行を予定する子どもを対象としたクラスを設置し、併行通園しやすいプログラムの提供や移行後の生活に応じた支援内容を検討し、地域での生活を支援します。
施策⑭	預かり保育（延長保育）の導入 課題1
内容	就労する親やレスパイトを必要とする親の預かりニーズに対応するため、通常のサービス提供時間外の預かりを実施します。
効果	- 多くの親が療育を経験し、子どもの特性や育ちを理解することで、家庭生活での育てにくさを改善し、虐待防止に繋がる。 - 保護者の療育ニーズに応じた効果的な発達支援が提供できる。 - 働く親にも選択肢が増え、自身のキャリア形成を実現できる。 - 子どもの発達段階に応じたクラス編成ができ運営面で効率が上がる。
課題	- 新たな教室の確保 - クラス運営を担う人員体制 - 預かりを担う人員体制

スケジュール



分析 イ【児童発達支援センターの一元化】

児童福祉法の改正は、障がいの種別にかかわらず、身近な地域で必要な療育を受けられることを目的としています。

子どもや家庭の置かれている環境や状況によって、求める支援の内容や支援を受ける場所など様々なニーズがあります。親にとっては、同じような悩みを抱える当事者が集まる場があることも重要です。

市内にある児童発達支援センターが、それぞれ重点を置く障がい分野において、市という圏域の中で連携し、あらゆる障がいがある子どもを受け入れていくことが望めます。

施策⑮	市内4か所の児童発達支援センターによる4者協議会の設置 課題3
内容	知的・発達障がい、聴覚障がい、肢体不自由、医療的ケア、重症心身障がいといった種別に応じて整備されてきた本市内にある4か所の児童発達支援センターの設備・人員体制はこれまで通り活用した上で、市が設置する恵光学園とみやこ園については効果的な連携体制を再構築するとともに、近接したポッポの家とは連携が図りやすいこと、岐阜県希望が丘こども医療福祉センターは医療機関を併設した県全体の障がい児支援の拠点であることから、4者協議会を設置し、それぞれの強みを生かした連携体制を構築することで、全ての障がいがある子どもが、療育の網からもれることのないよう、身近な地域で支援が受けられるように取り組みます。
効果	・ 既存設備等を有効活用した市内を網羅した支援ネットワークが構築できる。 ・ 子どもを軸とした児童発達支援センター相互の交流が促進される。
課題	・ 人員交流や訓練等の実施にあたっての運営面での制約（人員基準等） ・ 報酬算定に関する制度上の制約（同日重複利用不可）

スケジュール

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施策⑮ 4者協議会	協議開始	取組実施			

方針3 児童発達支援センターとしての機能を展開するための施設の整備

分析

国は「はじめての100か月の育ちビジョン」を掲げ、全ての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめての100か月」から生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上を目的に、様々な子ども施策を展開しています。誰もが取り残されることなく育ちが保障されるため、社会が果たす役割の一翼を児童発達支援センターの中核拠点に求めています。

現建物は、築40年以上経過し、毎年550万円程の修繕を繰り返し、維持しています。当時の時代背景や利用状況に基づく設備配置は、現在のような0歳児からの早期療育の実施や、男女共生社会や多様性を尊重する社会の変容に対応できる施設機能の拡張性を有していません。

保護者同士が昼食をとりながら子どもの困りごとを相談しあったり、子どもを遊ばせながら悩みを聞いてもらうためのゆったりとした空間や、支援者や保護者が学習や交流をするような広い活動スペースがあることで、人が集まり、そこから拠点として機能が発揮されることが期待できます。

また、シンプルな動線やクールダウン等のスペースの確保など、集団生活に困難を抱える子どもが過ごしやすい環境への配慮が必要です。

困難を抱える子や保護者の支援に当たって、他施設との連携も考慮しながら、効果的な支援を実施するための施設、人員配置等を検討します。

施策⑯	施設の整備 課題4
内容	既存教室とは別に、施策を展開していく上で新たに研修室、地域交流スペース、相談室、機能訓練・発達検査室、防音機能のある静養室、発達支援室を必要とします。また、既存教室を親子療育ができる十分な広さに拡張し、指定基準の広さに満たない遊戯室の拡張、大人用男女別のトイレや発達段階に応じた子ども用トイレの設置、新たな機能を担う職員が従事する事務作業スペースや、働き方改革に伴う職員休憩室、更衣室の確保なども考慮した、施設の整備計画策定に向け、庁内協議を行います。
施策⑰	必要な人員配置 課題4
内容	次のような人員配置が必要になります。 ・ 児童発達支援センターの中核機能を発揮するための包括的な支援を推進する職員（施策⑧地域支援コーディネーター）

	・ 児童発達支援センターの中核機能を発揮するため、専門的な発達支援を行う専門職（施策①～⑦、⑩、⑮） ・ 施設等への巡回支援に従事する職員（施策⑨、⑫） ・ 保育所等訪問支援事業に従事する職員（施策⑪） ・ 新たに設置する多様なニーズに対応したクラスの定員に応じ基準上必要な職員（施策⑬） ・ 預かり（延長）保育に従事する職員（施策⑭） また、乳児期からの発達をみる保健師やエールぎふの相談員、子どもの育ちを支える保育士との人事交流を図るとともに、新たに言語聴覚士や作業療法士等の専門資格を有する職員を配置し、発達支援の経験を積んだ専門性を有する職員を計画的に育成する人事システムの構築を検討していきます。
施策⑱	運営形態 課題 4
内容	発達に心配がある子どもの早期発見には、保健・医療から相談へのつながりを児童発達支援センターが関与することで手厚くサポートする早期療育支援システムの充実が重要であることから、保健センターやエールぎふ、ポッポの家等関係機関との連携のとりやすさが大切です。 地域の人材育成のためには、これまでの実践研究を今後も継続して知見やノウハウを蓄積していく必要があります。 また、施設等の実地指導へ指定権者（行政）に随行し助言を行う役割も担います。 こうしたことを踏まえ、施設整備や人員体制を考慮し、効率的・効果的な運営形態を検討していきます。
課題	・ 施設整備の必要性等について市全体での合意 ・ 中長期財政計画への計上 ・ 人事計画への反映

スケジュール

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
施策⑯ 施設整備	庁内合意 スケジュールや 所要コスト算定	基本計画等			
施策⑰ 人員配置	人事要求	順次増員			
施策⑱ 運営形態	庁内協議				

第6章 まとめ

今回、今年で創立65周年を迎えた恵光学園のあり方を検討することといたしました。それまでは知的障がい児が通う場はなく、家庭で過ごすしかない時代でしたが、保護者の方々の熱心な働きかけにより、全国に先駆けて、知的障がい幼児通園施設が岐阜市に誕生しました。当時の職員たちは手探りで指導方法を学び、実践研究を重ねて療育に取り組んできた先に、今の恵光学園があります。

障がいや発達に心配がある子どもの保護者の方々は、真摯に子どもに向き合い、また、恵光学園において親子療育を重ね、子どもたちは力強く成長していきます。

そして、卒園後も学園が拠り所として、子どもや保護者の心の支えとなっています。

一方で、地域には発達に心配がある子どもが増えています。家族の事情、本人の特性、その他様々な環境要因で、支援が十分に届いていない場合があります。自己の特性に気づかないまま成長し、生きづらさを感じて様々な不適応を起こしていくことがあります。

すべての子どもが等しく健全な発達支援を受けることができる社会であるように、そして、誰もが安心して子育て、親育ちができる社会であるように、恵光学園はこれからの時代に即した支援体制を再構築していかなければなりません。

本市では、子ども・若者に関するあらゆる悩み、不安の相談にワンストップで応じるエールぎふが、こども家庭センターとして全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援に取り組んでいます。そして、これに児童発達支援センターである恵光学園の知見やノウハウを活用することで、より専門的な支援につながり、切れ目のない支援が可能になります。

今般の児童福祉法の改正や、こども基本法の制定の趣旨に則り、本計画で掲げた3つの方針に基づく18の具体的な施策を展開していくことで、発達に心配がある子どもや保護者の方々が誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができる環境を整備していきたいと考えています。